

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第11回）	団体提出資料7
令和4年8月24日	

日作協発第 251 号
2019 年 8 月 17 日

介護分野の文書に係る負担軽減に関する意見

一般社団法人 日本作業療法士協会
会長 中村 春基
(公印略)

ご依頼の「介護分野文書に係る負担軽減」について、介護保険事業に携わる作業療法士からの意見を収集し、以下の通りまとめました。

つきましては、令和4年8月24日に開催されます「第11回社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」へ下記のとおり意見を提出いたします。

記

(1) 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例に関する意見

○勤務形態一覧表について

- ・指定サービス別（障害福祉サービスを含む）の様式となっている。統一化が図れないか。
- ・通所介護では各々の専門資格を有した職員が配置されるため、日によって介護士として働く人数の計算・割合を算出することが必要である。介護福祉士の割合算出の必要性を検討できないか。

○処遇改善加算／特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算

- ・計画書、報告書が毎年変更になることで、前回の書式が参考にならない場合が多い。
- ・介護保険の指定通所介護事業所を母体とする障害福祉サービス（特例を含む）の特例処遇改善加算等も介護保険と同様の措置をお願いしたい。

(2) 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口に関する意見

- ・専用窓口に一元化されることで迅速な情報集約と対応が期待できる。

(3) 「電子申請届出システム」に関する意見

○指定申請関連文書の届出について

- ・介護保険事業所としての指定申請に加え、生活保護法・中国残留邦人等支援法の指定、生計困難者等に対する負担軽減事業の申請など所管部署が多岐に渡っている。共生

型サービスの申請も部署が異なる場合が多い。また、訪問看護事業所は医療保険に係る指定申請も同時に行うことが多い。これらもあわせて電子申請届出システムに含めていただきたい。

- ・申請までに、多岐にわたる提出書類、申請時期、算定開始時期、申請方法等を調べることに時間を要し、自治体によっては申請が認められない場合もある。電子申請に至る前段階として、必要書類や申請時期、自治体ごとの申請可否等の一覧があるとよい。

(4) 地域による独自ルールに関する意見

- ・介護保険施設等に対する実地指導の標準化、効率化等の運用指針の通知がされているが、市町村や担当者によっても対応が異なる現状がある。簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口の設置により、ローカルルール等による手続負担の軽減となることに期待する。

(5) その他

- ・介護支援専門員との提供票、ケアプランのやり取り等は、FAX が主であり、到着管理が難しい。また、基本的に医療保険ではあるが、自己負担上限管理票が他医療機関と紙媒体管理となっており、請求金額にミスが生じやすい。事業所間の情報連携においても電子化の整備を推進いただきたい。

以上